

第 1 物質濃度規制に係るもの

1 規制地域

市内全域

2 規制基準

(1) 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準

特定悪臭物質の種類	別紙図面に赤色で表示する区域	別紙図面に緑色で表示する区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

(2) 法第 4 条第 1 項第 2 号の規制基準

特定悪臭物質(メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル, アセトアルデヒド, スチレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに(1)に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号。)第 3 条に定める方法により算出して得た流量

(3) 法第 4 条第 1 項第 3 号の規制基準

特定悪臭物質の種類	排出水の量の区分	別紙図面に赤色で表示する区域	別紙図面に緑色で表示する区域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03 mg/l	0.06 mg/l
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09

注 Q は、工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量(m^3/s)を表す。